第3期 与那原町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

計画の策定にあたって

1 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

2 計画の趣旨

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保証」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。

3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和９年度を目安として、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
第２期 子ども・子育て支援事業計画							計画見直し		
					第3期 子ども・子育て支援事業計画				

計画の基本理念

すべての子どもが、権利の主体として尊重され、自分らしく輝くことができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。
そのため、子育て支援の取り組みにおいては、「子どもの最善の利益」を尊重します。
本町では、そうした社会の実現を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

子どもの人権が尊重され、
健やかな育ちを保障する、
笑顔あふれる子ども・子育てのまち

施策の体系

子どもの人権が尊重され、健やかな育ちを保障する、笑顔あふれる子ども・子育てのまち

基本目標1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

子育て支援のニーズも多様化しており、これに応えていけるよう教育・保育の質の向上を図るとともに、子ども・子育て支援事業の充実に取り組みます。

子どもの育ちにおいて地域が与える影響も大きく、あいさつや声かけ、大人との交流などを通して、子どもの社会性などを高めていけるよう、地域における子育て支援活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、全ての教育の出発点です。そのため、家庭における教育力の向上を支援するために、家庭における学習習慣の定着、規範意識の醸成、望ましい生活習慣の確立などの取り組みを進めます。

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実
2. 地域の子育て支援活動の充実
3. 家庭や地域の教育力の向上

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安全で安心な妊娠・出産となるよう、親子手帳交付時に妊婦の健康状態や生活実態等を把握し必要な保健指導等を行うとともに、妊婦の健康の維持増進をはかるために妊産婦健康診査の公費負担や妊婦への情報提供及び、不安や悩みに対する相談支援等を行います。

また、出産後も産後うつや育児不安等を解消するため、訪問等による相談支援や育児支援を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。そのため、家庭、保育所（園）、幼稚園、小中学校において発達段階に応じた、食育への取り組みを行います。

1. 親と子の健康確保及び増進
2. 食育の推進

基本目標3 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待や不登校、要保護児童や特定妊婦への支援を関係機関が連携して行います。

また、障がいのある子の早期発見と早期支援に取り組むとともに、障がいのある子も共に学び、共に暮らしていけるよう、教育・保育体制の充実を図ります。さらに、障がいのある子の自立した生活を支えるためのサービス等の充実を図ります。

生活困窮世帯の子どもをはじめとする、課題を抱える子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、食事の提供、生活指導等を行うなど健全育成を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援するために、経済的な支援や必要な情報の提供等を行います。

1. 要保護児童への対応の充実
2. 障がい児施策の充実
3. 生活困窮世帯等への支援の充実

基本政策と施策

基本目標１　子どもの健やかな成長に資する環境づくり

１．教育・保育及び子育て支援サービスの充実

❶教育・保育体制の構築
❷時間外保育事業の推進
❸一時預かり事業（幼稚園型）の推進
❹一時預かり事業（幼稚園型以外）の推進
❺病児保育事業の推進
❻ファミリー・サポート・センター事業の推進
❼地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の推進
❽放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
❾放課後児童支援等の資質向上研修事業の推進
❿保育士確保及び定着するための支援の推進
⓫新すこやか保育事業の推進
⓬乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の実施
⓭子育てに関する情報提供の推進
⓮ワークライフバランスの推進
⓯幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との懸け橋期の教育への円滑な接続の推進
⓰一体的な教育・保育の提供体制の構築
⓱幼児教育アドバイザーの育成・配置
⓲与那原町保育者育成指標の推進

２．地域の子育て支援活動の充実

❶放課後子ども教室の充実
❷図書館の利用促進
❸児童館の利用促進
❹スポーツ少年団の活動の充実
❺公民館を活用した「つながりの場」つくりの推進
❻地域交流保育の推進

３．家庭や地域の教育力の向上

❶家庭教育支援の充実
❷地域学校協働活動の推進
❸子ども寺子屋の活動支援
❹地域教育懇談会の推進
❺コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

１．親と子の健康確保及び増進

❶こども家庭センターの設置
❷妊婦包括相談支援事業の推進
❸妊産婦健康診査の推進
❹親子手帳交付時の相談支援の推進
❺マタニティスクール時の健康管理の推進
❻新生児訪問の推進
❼２か月児訪問の推進
❽乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進
❾産後ケアの推進
❿７か月児・１歳児健康相談の推進
⓫乳幼児健康診査の推進
⓬むし歯予防対策の充実
⓭予防接種の充実
⓮母子保健推進員の活動推進
⓯子ども医療費助成事業の推進

２．食育の推進

❶家庭における食育の推進
❷保育所・幼稚園における食育の推進
❸小中学校における食育の推進
❹地域における食育の推進

基本目標３　要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

１．要保護児童への対応の充実

❶子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の充実
❷要保護児童の早期発見・予防機能の向上
❸虐待への対応の充実
❹児童虐待防止に関する啓発活動の推進
❺児童虐待防止のための児童見守り事業の推進

２．障がい児施策の充実

❶障がいの早期発見・早期支援の推進
❷親子通園事業の推進
❸特別支援保育の充実
❹特別支援教育（きめ細やかな児童生徒支援事業）の充実
❺共に学ぶ教育の充実
❻学校等施設の整備推進
❼障がい児支援サービスの充実
❽医療的ケア児支援の充実
❾放課後児童クラブの障がい児受け入れ推進

３．生活困窮世帯等への支援の充実

❶就学援助費の支給
❷子どもの居場所の運営支援
❸児童自立支援員の活動推進
❹児童扶養手当の利用支援
❺保育所優先入所推進
❻ひとり親家庭認可外保育施設利用料軽減費補助
❼ひとり親家庭保育料軽減
❽母子寡婦福祉会の活動支援
❾ひとり親家庭放課後児童クラブ保育料軽減費補助金交付
❿母子･父子家庭医療費助成
⓫ひとり親家庭ファミサポ利用支援の推進
⓬ひとり親世帯への支援サービス情報の提供促進
⓭ヤングケアラーの把握と支援

教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1．教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込み

区　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１号		69	63	60	56	57
２号	①幼児期の学校教育の利用希望が強い	147	133	127	119	121
	①以外	462	420	400	375	382
	計	**609**	**554**	**526**	**494**	**503**
３号	０歳	94	88	88	87	85
	１歳	183	182	171	171	169
	２歳	168	191	190	179	179
	計	**445**	**461**	**449**	**437**	**433**
計		**1,123**	**1,078**	**1,035**	**987**	**993**

確保方策

①１号認定（教育標準時間認定）

[利用先]
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

[提供体制の考え方]
公立幼稚園２園、私立認定こども園１園、私立幼稚園１園の認可定員内での１号認定及び２号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。
公立幼稚園２園においては、４・５歳児の職員配置基準を30対１から25対１へ、３歳児について20対１から15対１へ改善を図り、定員の見直しを行います。

１号認定			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		①	69	63	60	56	57
確保方策（③＋④＋⑤）		②	178	90	90	90	90
	認定こども園	③	15	15	15	15	15
	公立		0	0	0	0	0
	私立		15	15	15	15	15
	新制度移行幼稚園	④	148	60	60	60	60
	公立		148	60	60	60	60
	私立		0	0	0	0	0
	未移行私立幼稚園	⑤	15	15	15	15	15
過不足（②－①）			109	27	30	34	33

②２号認定
（保育認定：幼児期の学校教育の利用希望が強い）

[利用先]
幼稚園、認定こども園
（２号認定者の１号認定対象施設利用）

[提供体制の考え方]
公立幼稚園２園、私立認定こども園１園、私立幼稚園１園の認可定員内での１号認定及び２号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。
公立幼稚園２園においては、４・５歳児の職員配置基準を30対１から25対１へ、３歳児について20対１から15対１へ改善を図り、定員の見直しを行います。

２号認定（保育認定：幼児期の学校教育の利用希望が強い）			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		①	147	133	127	119	121
確保方策（③＋④＋⑤）		②	68	138	138	138	138
	認定こども園	③	40	40	40	40	40
	公立		0	0	0	0	0
	私立		40	40	40	40	40
	新制度移行幼稚園	④	0	70	70	70	70
	公立		0	70	70	70	70
	私立		0	0	0	0	0
	未移行私立幼稚園（預かり保育）	⑤	28	28	28	28	28
過不足（②－①）			-79	5	11	19	17

③２号認定（保育認定：②以外）

[利用先] 保育所

[提供体制の考え方]
公立保育所１園、私立保育所７園で必要な量を確保します。なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている場合は全体的に利用定員の減を検討し、必要に応じて園毎に調整を行います。

２号認定（保育認定：②以外）			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		①	462	420	400	375	382
確保方策（＝③）		②	541	541	541	541	541
	保育所（園）	③	541	541	541	541	541
	公立		55	55	55	55	55
	私立		486	486	486	486	486
過不足（②－①）			79	121	141	166	159

1．教育・保育の量の見込みと確保方策

確保方策

④３号認定（保育認定）

[利用先]
保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所

[提供体制の考え方]
０歳については、公立保育所１園、私立保育園７園、私立認定こども園１園、家庭的保育事業所１園、小規模保育事業所５園にて確保します。
特に保育士不足のため、定員割れを起こさないように保育士確保に向けた施策を確保します。

１・２歳については、公立保育所１園、私立保育園７園、私立認定こども園１園、家庭的保育事業所１園、小規模事業所５園にて確保します。
なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている場合は全体的に利用定員の減を検討し、必要に応じて園毎に調整を行います。

３号認定（０歳）			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		①	94	88	88	87	85
確保方策（③＋④＋⑤）		②	88	88	88	88	88
保育所（園）		③	51	51	51	51	51
	公立		3	3	3	3	3
	私立		48	48	48	48	48
認定こども園		④	6	6	6	6	6
	公立		0	0	0	0	0
	私立		6	6	6	6	6
地域型保育事業所		⑤	31	31	31	31	31
過不足（②－①）			-6	0	0	1	3

３号認定（１・２歳）			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		①	351	373	361	350	348
確保方策（③＋④＋⑤）		②	378	378	378	378	378
保育所（園）		③	290	290	290	290	290
	公立		12	12	12	12	12
	私立		278	278	278	278	278
認定こども園		④	24	24	24	24	24
	公立		0	0	0	0	0
	私立		24	24	24	24	24
地域型保育事業所		⑤	64	64	64	64	64
過不足（②－①）			27	5	17	28	30

2．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

確保方策	ほぼすべての保育所（園）において延長保育を実施していることから、引き続き量の見込みに対応していきます。

実　績	
令和５年度	
時間外保育（実人数）	548
保育所通所児童数（人）	929
施設数（か所）	5

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	人	548	548	548	548	548
②確保方策（実人数）	人	548	548	548	548	548
③設置数	か所	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

確保方策	各放課後児童クラブの受入れ体制の再編や新たな民間の施設の増設を検討します。今後、老朽化が進んでいる放課後児童クラブについては、移転先の確保が困難な場合は、公的施設の活用も視野に入れ検討します。 また、放課後児童クラブ利用料の軽減を図るために、放課後児童クラブへの各種補助金の交付を行っていきます。

実　績	
令和５年度	
児童登録数(人)	363

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	人	466	466	466	466	466
②確保方策（実人数）	人	382	466	466	466	466
③クラブ数	か所	10	12	12	12	12
過不足（②－①）	人	-84	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

確保方策	児童の受け入れ先については、子どもの保護という観点から十分な対応が難しいケースがあると考えられるため、子どもと関わりが深い施設の確保や養育里親への委託を検討します。

実　績	
令和５年度	
利用者（人）	0

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	30	30	30	30	30
②確保方策（延べ人数）	人日	30	30	30	30	30
③設置数	か所	1	1	1	1	1
過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

確保方策	地域子育て支援センター事業は、浜田ハピネス認定こども園内の「ひだまり」と海風児童館内の「すまいる」で行っています。 地域子育て支援センター事業には、保育士資格を有する職員を配置し、子育てに関する保護者からの相談への対応や、親子が楽しめるイベントの企画を行います。

実　績	
令和５年度	
延べ参加者（人日）	6,158

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）	人日	6,518	6,518	6,518	6,518	6,518
②設置数	か所	2	2	2	2	2
③確保方策（設置数）	か所	2	2	2	2	2

(5) 一時預かり事業（幼稚園型）

確保方策	公立幼稚園の一時預かり保育を再開させ、量の見込みに対応していきます。

実　績	
令和５年度	
延べ利用者（人日）	11,280

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	38,626	35,109	31,379	31,379	31,872
②確保方策（延べ人数）	人日	11,280	35,109	31,379	31,314	31,872
③設置数	か所	2	4	4	4	4
過不足（②－①）	人日	27,346	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業（一般型）

確保方策	現在、子育て支援センターすまいるとファミリー・サポート・センターで対応していますが、実施可能な保育施設において事業が実施できることを目標に、事業者と協力をし、保育士確保に努めます。

実　績	
令和５年度	
幼稚園預かり保育以外（人日）	1,799

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	6,820	6,550	6,317	6,041	6,062
②確保方策（延べ人数）	人日	1,799	6,550	6,317	6,041	6,062
過不足（②－①）	人日	5,021	0	0	0	0

(7) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児、緊急対応強化事業）

確保方策	現在、町外の病児保育施設、ファミリー・サポート・センターで対応していますが、町内での利用希望等もあることから、町内や周辺地域での病児保育施設を１か所確保します。

実　績	
令和５年度	
利用者（人日）	292

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	983	944	911	871	874
②確保方策（延べ人数）	人日	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
過不足（②－①）	人日	57	96	129	169	166

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

確保方策	利用が最も多かった令和５年度の実績値と比べて少ないことから、現状で量の見込みは確保できます。

実　績	
令和５年度	
利用者（人日）	106

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	102	99	98	94	88
②確保方策（延べ人数）	人日	106	106	106	106	106
③設置数	か所	1	1	1	1	1
過不足（②－①）	人日	4	7	8	12	18

(9) 利用者支援事業

確保方策	（特定型、こども家庭センター型） 行政機関において１か所ずつ窓口を設置し確保していきます。 （妊婦等包括支援相談支援事業型） こども家庭センターにおいて面談等（妊娠届、妊娠８か月前後、出生から乳幼児全戸訪問までの間）を実施します。

実　績	
令和５年度	
特定型（か所）	1
こども家庭センター型（か所）	1
妊婦等包括相談支援事業型（面談回数）	369

区分１	区分２	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
(1) 特定型	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保方策	か所	1	1	1	1	1
	過不足(②－①)	か所	0	0	0	0	0
(2) こども家庭センター型	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保方策	か所	1	1	1	1	1
	過不足(②－①)	か所	0	0	0	0	0
(3) 妊婦等包括相談支援事業型（面談回数）	①量の見込み	回数	450	450	450	450	450
	②確保方策	回数	450	450	450	450	450
	過不足(②－①)	回数	0	0	0	0	0

(10) 乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

確保方策	母子保健推進員及び保健師が訪問しており、全戸訪問ができております。

実　績	
令和５年度	
訪問件数（人）	201

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	人	206	194	194	191	188
②確保方策（実人数）	数	206	194	194	191	188

(11) 妊産婦健康診査事業

確保方策	妊婦健康診査は安全・安心な出産のために重要であることから、継続して実施していきます。

実　績	
令和５年度	
利用者（人）	2,392

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	人	3,296	3,104	3,104	3,056	3,008
②確保方策（実人数）	数	3,296	3,104	3,104	3,056	3,008

⑿ 産後ケア事業

確保方策	医療機関や助産所、沖縄県助産師会母子未来センター等と委託契約し、宿泊型、通所方、訪問型のサービスを提供します。

実　績	
令和５年度	
利用者（人日）	27

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	人日	87	82	82	81	80
②確保方策（延べ人数）	人日	300	300	300	300	300
過不足（②－①）	人日	213	218	218	219	220

⒀ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

確保方策	与那原町こどもあんしんネットワーク（与那原町要保護児童対策地域協議会）を設置し、調整機関職員や地域ネットワーク構成員で不登校や非行に対応する「五者会議」、保護者の不適切な監護に対応する「実務者会議」や必要に応じ「個別会議」を開催し、具体的な支援の内容等を検討しています。

⒁ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

確保方策	児童相談員等が普段の業務の中で、養育支援が必要な家庭に対して指導・助言等を行い対応しています。今後も、養育が困難な家庭に対して必要な支援を提供していきます。

⒂ 児童育成支援拠点事業（新規）

確保方策	児童育成支援拠点事業では、児童やその保護者の支援を行うために包括的に実施する事業を行います。こどもの居場所の運営に関わるさまざまな団体と連携を行い、本事業によって児童に安心して過ごすことができる居場所を確保していきます。

⒃ こども誰でも通園制度（新規）

確保方策	当分の間は、認可保育所、地域子育て支援拠点等において実施することとします。認可外保育施設及び企業主導型保育事業所での実施も併せて検討します。

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０～２歳	①量の見込み（延べ人数）	人日	810	804	789	774	764
	②確保方策（延べ人数）	人日	0	804	789	774	764
③設置数		か所	0	16	16	16	16
過不足（②－①）		人日	810	0	0	0	0

与那原町　役場子育て支援課　https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地　TEL　098-945-6520